

会 員 殿

社団法人 静岡県トラック協会

ドライブレコーダー導入促進助成事業のご案内

ドライブレコーダーの普及を図るため、導入を実施する会員事業者に対して下記の助成をいたします。

なお、当会が実施を予定しているドライブレコーダー配付事業とは別となりますのでご注意ください。

記

1. 申請受付期間 平成24年4月1日～平成24年12月20日
(事前申請) また、助成枠に達した時点で受付を終了します。
ただし、本年4月・5月の装着分については6月末までに申請がなされることを以って、事前申請の条件から除外します。
2. 助 成 額
 - ①車載機器1台につき一律1万円とする。(静岡県内登録車両に限る)
ただし、スマートフォン活用型は助成しません。
 - ②1事業者の交付限度数は、30台とします。(割賦不可)

機 能 種 別	静ト協助成額	全ト協助成額
簡 易 型	10,000円	助成対象外
標 準 型	10,000円	10,000円
運行管理連携型	10,000円	20,000円
スマートフォン活用型	助成対象外	3,000円

※ 国による助成を受けた場合、全ト協の助成は受けられません。

3. 助成総枠(予算額) 500台 (5,000,000円)

4. 助成対象機器

別紙一覧表に記載された機器。(平成24年4月27日現在)

5. 補助の対象

会員事業者が静岡県内にて登録した車両に装着される対象機器であって取り付け前のもの。

6. 助成金の申請

会員事業者は、機器装着の前に、ドライブレコーダー導入助成申請書並びに内訳書、機器の見積書の写し、厚生労働省年金局発行の直近の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写しを添付の上、申請してください。

7. 装置の装着

事前申請を行い決定通知が交付された後、新たに装着する機器に対して助成します。

ただし、4月・5月の装着を申請した分については、この限りではありません。
(すべて翌年1月31日までに別途、実績報告の提出が必要となります)

8. 助成金の請求（実績報告書の提出期限）

会員事業者は、機器装着ならびに支払等が完了した時は、ドライブレコーダー助成事業実績報告書（兼 助成金交付請求書）、請求書、領収書またはリース契約書の写し、装置装着証明書を添付し、平成25年1月31日(木)までに提出することが必要です。

9. 機器の処分制限

会員事業者は、交付対象となった機器の導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはなりません。但し、あらかじめ静岡協の承認を得た場合はこの限りではありません。

10. 注意事項

事前申請となる助成交付申請の受理後に発行する「助成金交付決定通知書」の発行日以前に装置を取り付けた場合や、1月31日までに8.の助成金の請求（実績報告）が提出されていない場合は、助成金は交付しません。

■申請方法の流れ■

- ①ドライブレコーダー導入助成金申請書並びに内訳書、見積書（写）、厚生労働省年金局が発行する直近の保険料納入告知額・領収済額通知書（写）を添付して協会へ提出。
- ②協会は申請内容確認後「交付決定通知」を会員事業者へ送付。
⇒「交付決定通知」に記載の発行日以後に装着した機器が助成対象です。
- ③会員事業者は装置を購入・取付けし、代金支払いをする。
- ④会員事業者は「ドライブレコーダー導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」「請求書写し」「領収書またはリース契約書の写し」「装着証明書」を添付して期限内に協会宛て提出。
- ⑤会員事業者へ助成金交付。（協会より振込み）